

第122期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日(金曜日) 午前10時

場所

松山市勝山町2丁目1番地
当行本店 5階ホール



株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意
はございません。何卒ご理解賜りますよう、よろし
くお願い申し上げます。

目次

- 第122期定時株主総会招集ご通知… 1
- 議決権の行使についてのご案内… 3
- 事業報告… 6
- 計算書類… 21
- 連結計算書類… 23
- 監査報告書… 25

(株主総会参考書類)

【会社提案】

- 第1号議案 剰余金の処分の件 …… 30
- 第2号議案 取締役11名選任の件 … 31
- 第3号議案 監査役1名選任の件 … 38

【株主提案】

- 第4号議案 定款一部変更の件 …… 41

(証券コード：8541)
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株主各位

松山市勝山町2丁目1番地
株式会社 **愛媛銀行**
頭取 西川 義教

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2026年6月25日(木曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月26日(金曜日) 午前10時
2 場 所	松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3 目的事項	■ 報告事項 1. 第122期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件 2. 第122期(2025年4月1日から2026年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
	■ 決議事項 【会社提案】 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役11名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 【株主提案】 第4号議案 定款一部変更の件

第4号議案は株主さま(1名)からのご提案であり、取締役会としてはこの議案に反対しております。

■ 電子提供措置事項

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

【当行ウェブサイト】

https://www.himegin.co.jp/stockholder/stock/general_meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイト（東京証券取引所（東証）ウェブサイト）
にも掲載しております。



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名（愛媛銀行）又は証券コード（8541）をご入力のうち検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」
を選択してご確認くださいませよう、お願い申し上げます。



以 上

■ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した
書面をお送りさせていただきます。

■ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、
お送りする書面には記載しておりません。

- ①業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況
- ②株主資本等変動計算書
- ③計算書類の個別注記表
- ④連結株主資本等変動計算書
- ⑤連結計算書類の連結注記表

従いまして、当該書面は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に
際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

■ 本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い
申し上げます。

■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当行ウェブサイトおよび東証ウェブサ
イトに修正内容を掲載させていただきます。

■ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
当行ウェブサイト（<https://www.himegin.co.jp/>）にてお知らせ申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分必着

インターネット等



次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、下記の行使期限までに行使してください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分まで

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※なお、一度議決権を行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。



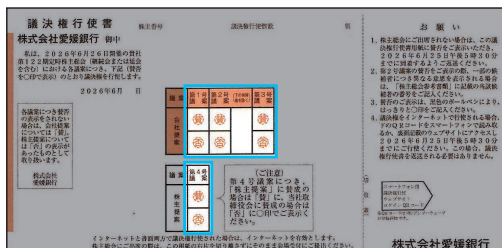
株主提案につきましては、当行取締役会は反対しております。

書面による議決権行使のご案内

行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分必着分まで

同封の「議決権行使書用紙」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（30頁～41頁）をご参照ください。



取締役会の意見にご賛同いただける場合

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

当行取締役会はこちらの立場です。

取締役会の意見に反対される場合

第4号議案は、株主さま（1名）からのご提案です。
当行取締役会は、この議案に反対しております。
詳細は、41頁をご参照ください。

議決権行使書の記載例

議案	第1号案	第2号案 (下の候補者欄を記入)	第3号案
会社提案	賛	否	否
株主提案	否	賛	賛

議案	第4号案
株主提案	賛
株主提案	否

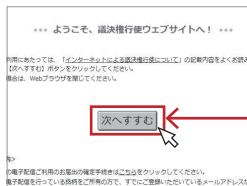
- ※ 各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱います。
- ※ 第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

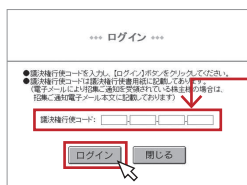
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

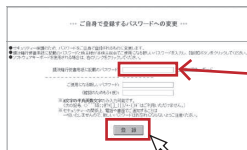
2 ログイン



議決権行使
コード

お手元の議決権行使書用紙の
左下に記載された「議決権行使
コード」を入力

3 パスワードの入力



パスワード

お手元の議決権行使書用紙の
左下に記載された「パスワード」
を入力

4 以降、画面の指示に従って賛否をご入力ください

株主提案につきましては、当行取締役会は反対しております。

パスワードおよび議決権行使コードのお取扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権行使のお取扱い

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

議決権行使に関するパソコン等の操作方法

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間／9：00～21：00

その他のご照会

証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
0120-782-031 受付時間／9：00～17：00 土日休日を除く
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社
あてにお問い合わせください。

議決権電子行使
プラットフォームの
ご利用について
(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第122期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■金融経済環境

当期におけるわが国経済は、物価上昇の継続や人手不足といった構造的課題を抱えつつも、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続きました。

一方で、地政学的リスクの長期化や海外経済の減速懸念、資源価格や為替相場の変動など、先行きには依然として不透明感が残っております。

金融面では、日本銀行の金融政策の見直しを受け、市場金利は段階的に上昇し、いわゆる「金利のある世界」への移行が本格化いたしました。当行においても預金金利や短期プライムレートの改定を行い、環境変化へ適切に対応しております。

また、愛媛県を中心とする地域経済は、物価上昇の影響を受けつつも、観光・個人消費・設備投資に持ち直しの動きが見られ、全体として緩やかな回復基調にあります。他方、人口減少、高齢化、事業承継、人材不足といった課題は継続しており、地域金融機関である当行の役割は、これまで以上に重要になっていると認識しております。

■事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行は第18次中期経営計画の達成に向け、地域社会とともに持続的な成長を目指すための業務運営に取り組んでまいりました。

法人のお客さまには、事業性評価に基づく融資や、私募債引受等を通じた資金供給に努めるだけでなく、お客さまの経営課題の把握や解決に向けた伴走型支援を強化しています。さらに、環境・社会課題への対応を金融面から後押しする施策も行ってまいります。

その結果、これらの取り組みが評価され、「21世紀金融行動原則」における最優良取組事例として、選定委員長賞を受賞いたしました。四国の金融機関としては初の受賞であり、当行のサステナビリティ経営が対外的に高く評価されたものと受け止めております。

個人のお客さま向けには、スマートフォン専用支店HandyBank支店を軸に、非対面サービスの利便性向上と地域価値の発信に努めました。加えて、アプリ機能の拡充や住宅ローン商品「愛のチカラ」の取扱エリア拡大および販売体制の強化等により、幅広いお客さまにご利用いただける金融サービスの拡充を進めてまいりました。

さらに、人的資本への投資として、初任給の引上げや賃金制度の見直しを決定し、職務・役割・専門性を重視した処遇体系への転換を進めております。これにより、行員の挑戦意欲を高め、組織全体の活力向上と持続的な競争力の確保を図ってまいります。

なお、第18次中期経営計画の進捗につきましては、総資産3兆円および貸出金2兆円の達成、ならびにOHR60%台の確保など、多くの主要KPIを、最終年度を待たずに前倒しで達成いたしました。

また、残る主要KPIについても、計画どおり順調に推移しております。

■2025年度の業績

当行単体の業績につきましては、経常収益は、造船海運業の旺盛な資金需要もあり、貸出金残高が2兆円を超えたことや、ソリューション営業の強化により役務収益が増加、株価上昇により、有価証券売却益が増加したことから、前期比19億68百万円増加し629億54百万円となりました。経常費用は、円金利の上昇による影響はあったものの外貨の資金調達にかかる外国為替売買損や支払利息が減少したことにより、前期比8億14百万円減少し530億88百万円となりました。この結果、経常利益は、前期比27億82百万円増加し98億66百万円、当期純利益は、14億74百万円増加し66億90百万円となりました。

主要な勘定残高につきましては、譲渡性預金を含めた預金等は、前期比763億円増加して2兆7,843億円、貸出金は、前期比381億円増加して2兆207億円と初の2兆円台に、有価証券は、前期比174億円増加し6,016億円となりました。

なお、連結の業績につきましても、経常収益は、前連結会計年度比23億71百万円増加し685億17百万円となり、経常費用は、前連結会計年度比4億58百万円減少し578億52百万円となりました。この結果、経常利益は前連結会計年度比28億29百万円増加し106億65百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比14億96百万円増加して72億12百万円となりました。

■今後の展望

今後の経営環境は、世界情勢や金利環境の変化に加え、地域経済の構造的課題への対応が一層重要になると見込んでおります。

当行は、預貸金業務を中心とした本業の質を高めるとともに、事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能の高度化を通じ、地域金融力の強化を図ってまいります。

また、デジタル化の推進および業務プロセスの見直しにより生産性を高め、いわゆるパーヘッド経営を一層推進します。限られた経営資源を成長分野および人材育成に重点配分し、企業価値の持続的向上を実現いたします。

加えて、気候変動リスクやサイバーリスク等への対応を強化し、リスク管理態勢のさらなる高度化に取り組んでまいります。

当行は、長年にわたり地域の皆さまとともに歩んでまいりました。今後も、収益性、健全性、効率性のバランスを重視し、持続的な成長を実現してまいります。

そして、地域社会から信頼され、必要とされる金融機関であり続けるべく、役職員一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまをはじめとする関係各位におかれましては、引き続き格別のご支援とご理解を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
預 金	2,309,117	2,426,275	2,547,778	2,683,133
定期性預金	856,097	829,594	961,046	1,005,884
その他	1,453,020	1,596,681	1,586,732	1,677,248
貸 出 金	1,927,517	1,942,443	1,982,671	2,020,785
個人向け	574,757	569,299	562,325	533,241
中小企業向け	850,836	878,770	891,762	900,971
その他	501,923	494,373	528,583	586,572
商品有価証券	84	74	4	4
有 価 証 券	619,899	614,121	584,185	601,661
国 債	56,154	46,104	49,986	80,173
地 方 債	107,199	106,006	99,809	68,557
その他	456,545	462,011	434,388	452,931
総 資 産	2,877,613	2,879,980	2,951,661	3,071,497
内国為替取扱高	9,365,486	9,921,162	10,973,274	11,283,137
外国為替取扱高	百万ドル 7,527	百万ドル 8,372	百万ドル 7,078	百万ドル 7,179
経 常 利 益	7,577	7,080	7,084	9,866
当 期 純 利 益	4,886	4,509	5,216	6,690
1株当たりの当期純利益	円 銭 125 05	円 銭 115 39	円 銭 133 68	円 銭 171 27

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,293人
平 均 年 齢	38年 10月
平 均 勤 続 年 数	15年 9月
平 均 給 与 月 額	433千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末	
	営 業 店 部 門	本 部 部 門
使 用 人 数	953人	340人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	
愛 媛 県	店 91	うち出張所 (12)
高 知 県	7	(ー)
香 川 県	4	(ー)
徳 島 県	1	(ー)
大 分 県	1	(ー)
広 島 県	3	(ー)
岡 山 県	1	(ー)
大 阪 府	2	(ー)
東 京 都	1	(ー)
合 計	111	(12)

(注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を150か所、それぞれ設置しております。

当年度新設営業所
該当ありません

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称

住信SBIネット銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	1,289
---------	-------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内 容	金 額
電算センター非常用発電機他	221
東京独身寮改装工事	116

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況
該当ありません。

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市福音寺町389番地1	自動機保守管理・現金装填業務	百万円 10	% 100.00
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	30	50.00
ひめぎんリース(株)	愛媛県松山市南持田町27番地1	リース業務・投資業務	30	100.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	50	100.00
(株)西瀬戸マリナートナーズ	愛媛県今治市大正町一丁目2番地10	シップファイナンス支援業務	20	100.00
(株)フレンドシップえひめ	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	販売支援業務・コンサルティング業務	30	70.00
にしせと地域共創債権回収(株)	山口県下関市細江町二丁目2番1号	特定金銭債権管理回収業務	500	10.00

重要な業務提携の概況

- ① セブン銀行、NEC、SBIネオファイナンスと協業し HandyBank支店を開設し、運営をしております。
- ② 山口フィナンシャルグループと『西瀬戸パートナーシップ協定』を締結しております。
- ③ 第二地銀協地銀35行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- ④ 第二地銀協地銀35行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連540（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
- ⑤ 第二地銀協地銀35行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
- ⑥ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金時の利用手数料の一部無料サービスを行っております。
- ⑦ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑨ 四国内第二地銀協地銀4行（当行、香川銀行、徳島大正銀行、高知銀行）の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑩ ローソン銀行との提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出しおよび入金等のサービスを行っております。
- ⑪ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し、入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑫ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出しおよび入金等のサービスを行っております。
- ⑬ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出し、入金および振込み等のサービスを行っております。また、セブン銀行ATMを活用し HandyBank支店口座開設や全営業店の住所変更受付などが行える「ATM窓口」や「ATMお知らせ」のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職	その他
西 川 義 教	頭 取 (代表取締役)	統轄、監査部	—	
豊 田 将 光	副 頭 取 (代表取締役)	経営管理部、リスク管理部、 事務システム部	—	
矢 野 紀 行	専務取締役	企画広報部、証券国際部、 お客様サービス部	—	
秋 山 剛 克	常務取締役	審査第一部、審査第二部、 船舶ファイナンス部	—	
松 井 宏 治	常務取締役	人事教育部、総務部	—	
向 井 正 知	常務取締役	ソリューション営業部、 公務ふるさと振興部	—	
近 藤 千 登 世	取 締 役 (社外取締役)		<ul style="list-style-type: none"> ・近藤物産株式会社 代表取締役社長 ・五色そうめん株式会 社取締役（非常勤） 	
稲 葉 隆 一	取 締 役 (社外取締役)		<ul style="list-style-type: none"> ・大一ガス株式会社 代表取締役会長 ・タイヨー商事株式会 社代表取締役社長 ・日本エネルギーファ ーム株式会社代表取 締役社長 ・株式会社グリーンエネ ルギー九州代表取締 役 ・たいようエステー 株式会社代表取締 役 ・丸和食品株式会社取 締役 	
田 所 知 佳	取 締 役 (社外取締役)		<ul style="list-style-type: none"> ・田所法律事務所所長 	
服 部 守 親	取 締 役 (社外取締役)		—	
酒 井 良 平	常勤監査役		—	
黒 河 勝 久	常勤監査役		—	
片 山 雅 央	監 査 役 (社外監査役)		—	
児 玉 光 載	監 査 役 (社外監査役)		<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社パブリック・マネ ジメント・コンサルティング 代表取締役社長 ・株式会社ジオプラン・ ナムテック社外取締役 	

(注) 当行は、社外取締役近藤千登世氏、稲葉隆一氏、田所知佳氏、服部守親氏及び社外監査役片山雅央氏、児玉光載氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(当事業年度中に退任した役員)		
氏名	退任時の地位	退任日
松木久和	専務取締役	2025年6月27日退任
仲本範之	常務取締役	2025年6月27日退任
真鍋正臣	取締役	2025年6月27日退任
小網強史	監査役	2025年6月27日辞任
安部和彦	監査役	2025年6月27日退任
秋廣伸二	常務取締役	2025年10月31日辞任

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当行の役員報酬は、以下の考え方に基づき、ガバナンス委員会（報酬委員会）において報酬水準等を確認し、その意見を踏まえ株主総会で決議された範囲内で取締役会にて決議されております。

- ・当行の役員報酬（社外取締役を除く）は、固定月額報酬と業績に応じて年1回6月に支給する役員賞与および株式給付信託（BBT）にて構成される。
- ・社外取締役の報酬については、固定月額報酬とし、従来の実績を勘案して算出される。
- ・利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標、その他の関連会社等の業績を示す指標等を基礎として算定される業績連動報酬は導入していない。
- ・固定報酬（固定月額報酬＋役員賞与）と非金銭報酬等（BBT）の割合については、7：3を目安に運用する。
- ・当行役員の固定月額報酬は、経験や各取締役が担う役割、責任、成果などに応じて、算定の基礎となる基準報酬月額（大卒初任給×12倍）に役職ごとの掛け目を乗じた範囲内で算定される。

役名	役員報酬率 (%)
会長	90～100
頭取	100
副頭取および専務取締役	60～75
常務取締役	50～65

- ・役員賞与については、対象期間を前期株主総会の日から当期株主総会の前日までとし、業績に応じた支給率で、役割、責任、成果などを勘案して、役員賞与引当金の範囲内で算定される。
- ・当行の業績および利益の連動性を高めるために導入している株式給付信託（BBT）は、役職ごとに配分ポイントを定めている。
- ・役員報酬の決定手続きは、役員の指名および報酬等を諮問する「ガバナンス委員会（報酬委員会）」において、過年度実績や役職ごとの報酬水準を確認し、取締役会に答申する。

- ・取締役会は、ガバナンス委員会の答申に基づいて、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で審議し決定する。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、ガバナンス委員会にて検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し決定する。

② 監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬は、各監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	賞与	非金銭報酬等
取 締 役	14人	262 (43)	163	55	43
監 査 役	6人	43 (—)	43	—	—
計	20人	306 (43)	207	55	43

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
 3. 非金銭報酬等は、株式給付信託（B B T）制度による当事業年度の費用計上額であり、上記「報酬等」の欄に括弧内書きしております。
 4. 当行取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第106期定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は18名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月29日開催の第113期定時株主総会において、株式給付信託（B B T）について3年間で300百万円を上限に拠出することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は14名です。
 5. 当行株式給付信託（B B T）制度の取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2021年6月29日開催の第117期定時株主総会において82,000ポイントが上限となることを決議しております。なお、取締役に付与されるポイントは、退任時の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います）。
 6. 当行監査役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第103期定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
 7. 当行は、取締役会において取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
近藤 千登世	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
稲葉 隆一	
田所 知佳	
服部 守親	
片山 雅央	
児玉 光載	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、取締役および監査役、執行役員を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が役員等としての業務について行った行為に起因して負担することとなる損害賠償金・争訟費用の損害を填補の対象としております。

なお、当該契約の保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項**(1) 社外役員の兼職その他の状況**

区分	氏名	兼務会社名	役職
取締役	近藤 千登世	近藤物産株式会社	代表取締役社長
		五色そうめん株式会社	取締役（非常勤）
取締役	稲葉 隆一	大一ガス株式会社	代表取締役会長
		タイヨー商事株式会社	代表取締役社長
		日本エネルギーファーム株式会社	代表取締役社長
		株式会社グリーンエネルギー九州	代表取締役
		たいようエステート株式会社	代表取締役
		丸和食品株式会社	取締役
取締役	田所知佳	田所法律事務所	所長
監査役	児玉光載	株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング	代表取締役社長
		株式会社ジオプラン・ナムテック	社外取締役

- (注) 1. 社外取締役近藤千登世氏が兼職しております近藤物産株式会社との間において、貸出金等の取引があります。
2. 社外取締役稲葉隆一氏が兼職しております大一ガス株式会社、タイヨー商事株式会社、日本エネルギーファーム株式会社及び株式会社グリーンエネルギー九州との間において、貸出金等の取引があります。
3. 社外監査役児玉光載氏が兼職しております株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングとの間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会（監査役会）への出席状況	取締役会（監査役会）における発言 その他の活動状況
近藤 千登世 (取締役)	4年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
稲葉 隆一 (取締役)	2年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	経営者として豊富な経験と高い識見を活かし、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
田所 知佳 (取締役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席	法律分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
服部 守親 (取締役)	9か月	社外取締役就任後に開催 された取締役会10回開催 のうち10回出席	金融分野における専門家としての豊富な知識や経験を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しており、取締役会において適宜質問し意見をいただくなど、当行の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
片山 雅央 (監査役)	1年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席 監査役会12回開催のうち 12回出席	公職を歴任した豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。
児玉 光載 (監査役)	9か月	社外監査役就任後に開催 された取締役会10回開催 のうち10回出席 社外監査役就任後に開催 された監査役会10回開催 のうち10回出席	金融分野における専門家として豊富な経験と高い識見を活かし、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行い、当行の社外監査役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	8人	36	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株
発行済株式の総数 39,426千株
(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 13,351名

(3) 大株主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	3,011 千株	7.66 %
株式会社 日本カストディ銀行（信託口）	1,438	3.66
愛媛銀行行員持株会	1,250	3.18
株式会社 伊予鉄グループ	1,127	2.87
大王海運 株式会社	1,002	2.55
大王製紙 株式会社	750	1.91
東京紙パルプ交易 株式会社	750	1.90
住友生命保険 相互会社	599	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385781	501	1.27
株式会社 大和証券グループ本社	458	1.16

(注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式より、自己株式148,576株（ただし、株式給付信託（B B T）が所有する株式数を含んでおりません。）を除いた総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数
取締役（社外役員を除く。）	3人	38,100株
社外取締役	－	－
監査役	－	－

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 山田 修 指定有限責任社員 永里 剛	58	(注) 2、(注) 3

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。
債権購入に係る合意された手続による調査業務
内部格付手法移行に係る助言
4. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。
5. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
6. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約
該当ありません。

(3) 補償契約
該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 特定完全子会社に関する事項
該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項
該当ありません。

10. 会計参与に関する事項
該当ありません。

第122期末 (2026年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現金	346,753	預金	2,683,133
預け金	20,594	当座預金	103,041
ローン及び買入手形	326,159	普通預金	1,325,771
入金金	1,598	貯蓄預金	5,009
商品金	31,884	通知預金	24,975
商品価値	4	定期預金	999,664
有価証券	4	その他預金	6,219
国債	601,661	預金	218,451
地方債	80,173	譲渡性預金	101,191
債権	68,557	コール借入	30,000
株式	36,506	債券借入	53,502
引当金	45,277	借入金	33,522
その他	371,147	外国為替	33,522
手形	2,020,785	未払外税	90
引当金	2,049	未払法人税	90
手形	60,810	未払消費税	23,497
引当金	1,806,463	未払費用	2,248
引当金	151,461	未払税金	3,473
引当金	5,785	未払金	884
引当金	5,785	前払金	4
引当金	34,046	前払金	6,610
引当金	1,083	前払金	240
引当金	4,274	前払金	10,035
引当金	4,262	前払金	55
引当金	24,424	前払金	1,375
引当金	28,190	前払金	178
引当金	8,185	前払金	73
引当金	18,393	前払金	3,074
引当金	170	前払金	7,478
引当金	82	前払金	2,937,170
引当金	1,357		
引当金	1,976		
引当金	1,846		
引当金	1		
引当金	128		
引当金	3,764		
引当金	7,478		
引当金	△12,432		
資産の部合計	3,071,497		
		(純資産の部)	
		資本	21,367
		剰余金	15,502
		準備金	15,502
		利益剰余金	93,844
		利益剰余金	5,864
		利益剰余金	87,979
		利益剰余金	30
		利益剰余金	80,253
		利益剰余金	7,695
		利益剰余金	△495
		自己資本	130,220
		株主資本	△1,674
		その他の有価証券	5,780
		土地再評価差額	4,106
		評価・換算差額等	134,326
		純資産の部合計	3,071,497
		負債及び純資産の部合計	3,071,497

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	346,760	預 金	2,677,383
コールローン及び買入手形	1,598	譲 渡 性 預 金	101,191
買入金銭債権	31,884	コールマネー及び売渡手形	30,000
商品有価証券	4	債券貸借取引受入担保金	53,502
有 価 証 券	602,723	借 用 金	36,722
貸 出 金	2,013,899	外 国 為 替	90
外 国 為 替	5,785	そ の 他 負 債	28,141
リース債権及びリース投資資産	10,139	役 員 賞 与 引 当 金	55
そ の 他 資 産	41,906	退 職 給 付 に 係 る 負 債	54
有 形 固 定 資 産	28,287	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
建 物	8,189	株 式 報 酬 引 当 金	178
土 地	18,393	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2
リ ー ス 資 産	184	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	73
建 設 仮 勘 定	82	繰 延 税 金 負 債	286
その他の有形固定資産	1,436	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,074
無 形 固 定 資 産	2,003	支 払 承 諾	7,478
ソ フ ト ウ エ ア	1,869	負 債 の 部 合 計	2,938,241
リ ー ス 資 産	3		
その他の無形固定資産	130	(純資産の部)	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	191	資 本 金	21,367
繰 延 税 金 資 産	3,422	資 本 剰 余 金	15,816
支 払 承 諾 見 返	7,478	利 益 剰 余 金	101,338
貸 倒 引 当 金	△13,426	自 己 株 式	△495
		株 主 資 本 合 計	138,028
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△745
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,780
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,076
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	6,111
		非 支 配 株 主 持 分	278
		純 資 産 の 部 合 計	144,419
資 産 の 部 合 計	3,082,660	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,082,660

連結損益計算書 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益	52,676	68,517
資金運用収益	32,303	
貸出金利息	17,522	
有価証券利息及び配当	234	
コールローン利息及び買入手形利息	795	
預け金利息	1,820	
その他の受入利息	6,496	
役務の引等収益	4,117	
その他の業務収益	5,227	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	5,224	
経常費用	16,992	57,852
資金調達費用	9,411	
預讓渡金性預金利息	450	
債券貸借取引支払利息	175	
コールマネー利息及び売渡手形利息	57	
借入金の利息	506	
その他の支払利息	6,389	
役務の引等費用	5,569	
その他の業務費用	8,001	
その他の経常費用	25,992	
貸倒引当金繰入額	1,296	
その他の経常費用	137	
経常特別利益	1,159	
固定資産処分益	10,665	
特別資産処分損失	7	
固定資産処分損失	262	
減損	146	
減損	115	
税金等調整前当期純利益	10,411	
法人税、住民税及び事業税	3,396	
法人税等調整額	△220	
当期純利益	3,176	
非支配株主に帰属する当期純利益	7,234	
親会社株主に帰属する当期純利益	22	
	7,212	

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

参考書類

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 修
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役	酒 井 良 平	㊟
常勤監査役	黒 河 勝 久	㊟
監 査 役	片 山 雅 央	㊟
監 査 役	児 玉 光 載	㊟

(注) 監査役片山雅央及び監査役児玉光載は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【会社提案】

第1号議案 剰余金の処分の件

第122期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金29円（普通配当金27円、創業110周年記念配当金2円）

配当総額 金1,139,067,829円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 4,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,500,000,000円

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		地位および担当
1	にし かわ よし のり 西 川 義 教	再任	頭 取 (代表取締役) 統轄、監査部
2	とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光	再任	副 頭 取 (代表取締役) 経営管理部、リスク管理部、 事務システム部
3	や の とし ゆき 矢 野 紀 行	再任	専務取締役 企画広報部、証券国際部、 お客様サービス部
4	あき やま よし かつ 秋 山 剛 克	再任	常務取締役 審査第一部、審査第二部、 船舶ファイナンス部
5	まつ い こう じ 松 井 宏 治	再任	常務取締役 人事教育部、総務部
6	むか い まさ のり 向 井 正 知	再任	常務取締役 ソリューション営業部、 公務ふるさと振興部
7	なか むら てつ や 中 村 哲 也	新任	常務執行役員 人事教育部長
8	いな ば りゅう いち 稲 葉 隆 一	再任 社外 独立	取締役
9	た どころ ち か 田 所 知 佳	再任 社外 独立	取締役
10	はっ とり もり ちか 服 部 守 親	再任 社外 独立	取締役
11	まつ ばら ふみ あき 松 原 文 明	新任 社外 独立	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	<p>再任 にし かわ よし のり 西川 義 教 (1962年8月4日生)</p> 	<p>1985年 4月 当行入行 2002年 2月 森松支店長 2006年 3月 三島支店長 2012年 2月 本店営業部副部長兼法人推進部長 2012年 6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 2015年 7月 取締役 東京支店長兼東京事務所長 2017年 2月 常務取締役 2017年 6月 専務取締役 2018年 6月 頭 取 現在に至る (担当) 統轄、監査部</p>	12,800株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 本店営業部長、東京支店長等を歴任し、2012年より取締役、2018年からは頭取に就任し、その職務・職責を公正かつ的確に果たしております。 銀行経営に関する豊富な経験や実績を有しており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>再任 とよ だ まさ みつ 豊田 将 光 (1962年1月26日生)</p> 	<p>1985年 4月 当行入行 2003年 8月 古川支店長 2006年 3月 道後支店長 2012年 6月 人事教育部長 2016年 6月 取締役 宇和島支店長兼 宇和島新町出張所長兼宇和島地区センター長 2018年 8月 取締役 事務システム部長 2019年 6月 常務取締役 2023年 6月 専務取締役 2025年 6月 副頭取 現在に至る (担当) 経営管理部、リスク管理部、事務システム部</p>	9,200株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 営業店長、人事教育部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、2016年より取締役に、2019年より常務取締役、2023年より専務取締役、2025年に副頭取に就任しております。 取締役としての職務・職責を適切に果たしており、高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
3	<p>再任 やのとしゆき 矢野紀行 (1963年2月13日生)</p> 	<p>1986年 4月 当行入行 2006年 3月 古川支店長 2013年 2月 企画広報部長 2015年 2月 総務部長 2018年 6月 取締役 総務部長 2019年 6月 常務執行役員 総務部長 2020年 2月 常務執行役員 経営管理部長兼総務部長 2020年 6月 常務取締役 2025年 6月 専務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 企画広報部、証券国際部、お客様サービス部</p>	17,200株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 営業店長、企画広報部長、総務部長、経営管理部長を歴任するなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務全般に精通しております。2020年より常務取締役、2025年に専務取締役に就任しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>再任 あきやまよし かつ 秋山剛克 (1968年12月1日生)</p> 	<p>1991年 4月 当行入行 2009年 2月 久米支店長 2011年 2月 本店営業部次長 2014年 2月 東京支店副支店長兼東京事務所副所長 2017年 8月 本店営業部副部長 2018年 8月 宇和島支店長兼宇和島新町出張所 兼宇和島地区センター長 2019年 6月 執行役員 宇和島支店長兼宇和島新町出張所 長兼宇和島地区センター長 2020年 8月 執行役員 人事教育部長 2021年 6月 常務執行役員 人事教育部長 2022年 6月 常務取締役 現在に至る</p> <p>(担当) 審査第一部、審査第二部、船舶ファイナンス部</p>	7,500株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 主要店舗の要職や営業店長を歴任するとともに、2020年からは人事教育部長として当行の人事部門全般を執行した経験を有し、2022年より常務取締役に就任しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
5	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">再任</p> </div> <div> <p>まつ い こう じ 松井 宏治 (1968年12月29日生)</p> </div> </div> 	<p>1991年 4月 当行入行 2008年 8月 ふるさと振興部調査役 2009年 2月 総務部秘書室長 2012年 8月 道後支店長 2014年 2月 人事教育部次長 2017年 8月 東京支店副支店長兼東京事務所副所長 2020年 2月 東京事務所長 2021年 6月 執行役員 東京支店長兼東京事務所長 2022年 8月 執行役員 総務部長 2024年 6月 常務執行役員 総務部長 2025年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) 人事教育部、総務部</p>	7,500株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 主要店舗の支店長や本部の重要部署である秘書室、東京事務所長を歴任し、2022年からは総務部長として当行の総務全般を執行した経験を有し、2025年より常務取締役に就任しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px 5px; font-weight: bold;">再任</p> </div> <div> <p>むか い まさ のり 向井 正知 (1973年2月17日生)</p> </div> </div> 	<p>1995年 4月 当行入行 2010年 2月 本店営業部法人推進役 2012年 2月 空港通支店長 2013年 11月 人事教育部調査役 2018年 8月 本店営業部次長 2020年 2月 本店営業部副部長 2023年 6月 執行役員 今治支店長兼ローンセンター長 (今治) 2024年 6月 常務執行役員 今治支店長兼ローンセンター長 (今治) 2025年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) ソリューション営業部、公務ふるさと振興部</p>	4,900株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 主要店舗の要職や営業店長、本部業務を歴任するとともに、永年、本店営業部において第一線で営業活動を執行した経験があります。2023年からは今治支店長として重要地区のグループ運営を行い、2025年より常務取締役に就任しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
7	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新任</div> <small>なかむらてつや</small> 中村 哲也 <small>(1967年6月29日生)</small> 	1990年 4月 当行入行 2010年 8月 大街道支店長 2011年 2月 審査第一部次長 2013年 8月 旭町支店長 2016年 8月 尾道支店長 2019年 2月 末広町支店長 2021年 6月 執行役員 今治支店長兼ローンセンター長(今治) 2023年 6月 執行役員 人事教育部長 2025年 6月 常務執行役員 人事教育部長 現在に至る	3,500株
<p>〈取締役候補者とした理由〉 主要店舗の支店長や審査部門の要職を歴任するとともに、2023年からは、本部の重要部署である人事教育部にて当行の人事部門全般を統括しております。 その高い能力や見識を活かすことにより当行の更なる発展に貢献することが期待できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; font-weight: bold;">社外</div> <small>いなばりゅういち</small> 稲葉 隆一 <small>(1949年11月22日生)</small> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; font-weight: bold;">独立役員</div> 	1974年 4月 日興証券株式会社入社 1975年 8月 日興証券株式会社退社 1975年10月 大一ガス株式会社入社 1985年10月 大一ガス株式会社 常務取締役 1989年 8月 大一ガス株式会社 代表取締役社長 2021年 8月 大一ガス株式会社 代表取締役会長 2023年 6月 当行社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 大一ガス株式会社 代表取締役会長 タイヨー商事株式会社 代表取締役社長 日本エネルギーファーム株式会社 代表取締役社長 株式会社グリーンエネルギー九州 代表取締役 たいようエステート株式会社 代表取締役 丸和食品株式会社 取締役	40株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉 稲葉隆一氏は、永年、愛媛県松山市に拠点を置く大一ガス株式会社の代表取締役として、優れた企業経営能力と豊富な経験を有しております。また、愛媛経済同友会代表幹事を2期4年務めた実績があり、地域経済に関する幅広い人脈や高い識見を有しております。 当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
9	<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>た どころ ち か 田所知佳 (1989年8月19日生)</p> 	<p>2017年12月 愛媛弁護士会登録</p> <p>2017年12月 田所法律事務所入所</p> <p>2018年1月 田所法律事務所 所長</p> <p>2024年6月 当行社外取締役 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 田所法律事務所 所長</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>田所知佳氏は、愛媛県松山市に拠点を置く田所法律事務所の所長として、弁護士活動を行っております。法律の専門家としての経験と知識を有しており、当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけるのと同時に、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			
10	<p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>はつ どり もり ちか 服部守親 (1963年2月26日生)</p> 	<p>1987年4月 日本銀行入行</p> <p>2011年7月 日本銀行 北九州支店長</p> <p>2013年4月 日本銀行 静岡支店長</p> <p>2015年11月 日本銀行 金融機構局上席考査役 (大手行担当)</p> <p>2016年3月 日本銀行 金融機構局審議役 (考査統括)</p> <p>2017年4月 日本銀行 検査室長</p> <p>2018年5月 日本銀行退職</p> <p>2018年6月 一般社団法人第二地方銀行協会常務理事</p> <p>2018年7月 独立行政法人農林漁業信用基金運営委員</p> <p>2022年7月 株式会社セブン銀行 企画部 シニアアドバイザー</p> <p>2022年11月 株式会社デジタルベースキャピタルパートナー</p> <p>2023年7月 リンカーズ株式会社 顧問</p> <p>2025年6月 当行社外取締役 現在に至る</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>服部守親氏は、日本銀行入行後、静岡支店長や本店金融機構局などの要職を歴任後、一般社団法人第二地方銀行協会の常務理事のほか、現職である株式会社セブン銀行の企画部シニアアドバイザーなど幅広い分野で活躍されております。金融行政での豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当該視点から経営全般の監督機能を果たしていただくことを期待しております。当行の地域金融機関としての持続的成長や企業価値向上を図る観点から、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
11	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 30px; text-align: center;">新任</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 30px; text-align: center;">社外</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 30px; text-align: center;">独立役員</p> </div> <div> <p style="text-align: center;">まつばら ふうみ あき 松原 文明 (1965年8月5日生)</p>  </div> </div>	<p>1989年 4月 日本電気株式会社入社</p> <p>2004年 4月 日本電気株式会社 第一金融ソリューション事業部 部長</p> <p>2016年 4月 日本電気株式会社 執行役員</p> <p>2017年 6月 公益財団法人金融情報システムセンター理事</p> <p>2021年 4月 日本電気株式会社 常務執行役員</p> <p>2023年 4月 日本電気株式会社 Corporate EVP</p> <p>2025年 4月 日本電気株式会社 Corporate Senior Adviser</p> <p>2025年12月 コムチュア株式会社 顧問</p> <p>2026年 3月 日本電気株式会社退社</p> <p>2026年 4月 コムチュア株式会社 執行役員</p> <p>現在に至る</p>	0株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割〉</p> <p>松原文明氏は、日本電気株式会社入社後、永年、主に金融システム全般に従事され、2016年に執行役員、2021年に常務執行役員、2023年からCorporate EVPに就任し、同社の経営にも携わった経験があります。また、2017年には、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）の理事として、金融業界の安全・安心な情報システム運用の側面支援をされた経験がございます。</p> <p>システム面の豊富な知識や経験に加え、幅広い人脈と高い識見を有しており、当行のシステム分野において、当行取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			


- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 稲葉隆一氏・田所知佳氏・服部守親氏および松原文明氏は、社外取締役候補者であります。
3. 稲葉隆一氏・田所知佳氏および服部守親氏は、現在当行の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって、稲葉隆一氏は3年、田所知佳氏は2年、服部守親氏は1年となります。
4. 稲葉隆一氏・田所知佳氏・服部守親氏は、東京証券取引所の定める独立役員であり、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、松原文明氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当行は、稲葉隆一氏が代表を務める大一ガス株式会社、タイヨー商事株式会社、日本エネルギーファーム株式会社、株式会社グリーンエネルギー九州、たいようエステート株式会社との間で経常的な金融取引を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
6. 当行は、田所知佳氏が代表を務める田所法律事務所と経常的な金融取引ならびに法的事項の相談等を行っておりますが、独立性基準を満たしております。
7. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
8. 当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。稲葉隆一氏・田所知佳氏・服部守親氏の3名については継続予定であり、松原文明氏については、新たに責任限定契約を締結する予定としております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 酒井良平氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">新任</div> さ さ き てつ や 佐々木 哲也 (1966年4月30日生) 	1989年 4月 当行 入行 2008年 2月 企画広報部調査役 2014年 8月 企画広報部次長 2021年 2月 企画広報部担当部長 2024年 6月 執行役員 企画広報部 財務統括者 兼財務グループ長 2025年 6月 常務執行役員 企画広報部 財務統括者 現在に至る	1,600株
<p>〈監査役候補者とした理由〉</p> <p>当行入行後、市場運用部門を中心に経験を積み、永年、当行の主計業務に携わっております。2024年に執行役員、2025年に常務執行役員の立場で、当行の財務部門を統括してきた実績があります。証券アナリストの資格も有しており、財務部門だけでなく、市場運用部門についても、永年の経験による高い専門知識により当行の経営全般の監査を的確かつ効果的に遂行できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 取締役会 スキルマトリックス

■ 当行取締役および監査役が有する専門性および経験

氏名	現役職	専門性・経験										
		企業 経営	営業 戦略	融資 審査	財務 会計	法務 コンプライアンス リスク管理	地方創生 地域金融	ITシステム デジタル	市場 運用	船舶 海運		
取締役	西川 義教	男性	代表取締役 頭 取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	豊田 将光	男性	代表取締役 副 頭 取	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	矢野 紀行	男性	専務取締役	○	○		○	○	○		○	
	秋山 剛克	男性	常務取締役	○	○	○		○	○			○
	松井 宏治	男性	常務取締役	○	○			○	○			○
	向井 正知	男性	常務取締役	○	○			○	○			○
	中村 哲也	男性	常務執行役員		○	○		○	○			○
	稲葉 隆一	男性	社外取締役	○	○		○	○				
	田所 知佳	女性	社外取締役	○				○				
	服部 守親	男性	社外取締役		○		○	○	○	○	○	
	松原 文明	男性	—	○	○			○	○			
監査役	黒河 勝久	男性	常勤監査役		○			○	○	○		
	佐々木 哲也	男性	常務執行役員		○		○	○	○		○	
	片山 雅央	男性	非常勤監査役 (社外)				○	○	○			
	児玉 光載	男性	非常勤監査役 (社外)	○	○		○	○	○			

※ 上記は、取締役および監査役が有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

■スキルの選定理由

スキル項目	選定理由
企業経営	急速に変化する金融業界の中で、当行が持続的に成長していく上で企業経営に関する知識・経験が必要であるため選定
営業戦略	中期経営計画の達成に向けて、本部・営業店それぞれの特性を生かした戦略を実践していくための知識・経験が必要であるため選定
融資審査	銀行は高い公共性を有しており、広く経済・社会に貢献していくという重要な使命を担っていることから、与信判断にあたっては、金融仲介機能の発揮と貸出資産の健全性を追求するための知識・経験が必要であるため選定
財務会計	正確な財務報告と持続的な企業価値向上を実践していくための知識・経験が必要であるため選定
法務・コンプライアンス・リスク管理	経営基盤の根幹であるコーポレートガバナンス、リスク管理、コンプライアンス分野には確かな知識・経験を持つ取締役・監査役が必要であるため選定
地方創生・地域金融	当行の経営理念にある「ふるさとの発展に役立つ銀行」を永続的に実践していく上で、各地域の特性を生かした金融仲介業を展開する知識・経験が必要であるため選定
ITシステム・デジタル	日進月歩で進化するデジタル技術を銀行内外に効果的に導入し、時代に見合ったサービスを展開することと、それらのシステムの維持・管理を統括できる知識・経験が必要であるため選定
市場運用	多様化・高度化する有価証券運用分野において、健全性と収益性を実践していく上で専門的な知識・経験が必要であるため選定
船舶・海運	世界に誇る愛媛の海運・造船産業の持続的な発展に貢献していくために専門的な知識・経験が必要であるため選定

【株主提案】

第4号議案は株主提案によるものであります。なお、提案株主さま（1名）の議決権の数は、303個であります。

提案内容および提案理由は、形式的な修正を除き、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

第4号議案 定款一部変更の件

1. 提案内容

特定投資株式及びみなし保有株式の保有基準を見直す。特にコーポレートガバナンスに照らし、世間の常識・企業倫理が欠如した株式は保有しない。

2. 提案理由

(株)ダイキアックスと共存共栄を図るべきではない。理由は大亀会長・社長の役員報酬額。大亀会長・社長は違法ではないと言い切る。二人で約3億円の役員報酬。

25年度の有報では、売上高約468億円・純利益は約3億5千2百万円に対し、大亀会長1億5千4百万円・大亀社長1億4千5百万円の高額報酬。こんな経営実績で、高額報酬とは理解不能。これがスタンダード市場の一員である。個人所得で企業の純利益を圧縮する手法。この企業に愛媛銀は4.4%約60万株も所持。

愛媛銀の投資先リストは理解不能。

役員報酬委員会が許可しても、企業倫理に反する行為。世間の常識を逸脱

2026年3月26日発表の有報では、世間体を気にして少しの減額。

高額な基本給・得体のしれない業績連動型・役員報酬。愛銀は投資先をもっと慎重に選ぶべきだ。「今だけ、自分だけ、金だけ」の経営者企業とは早く縁を切るべきだ。

第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本株主提案に対して反対いたします。

当行は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、中長期的な企業価値の向上に資すると認められる株式については、保有することとしています。

また、政策保有株式については、毎年、取締役会において、当行の保有基準に基づき、保有目的の適切性および保有の合理性を検証しております。

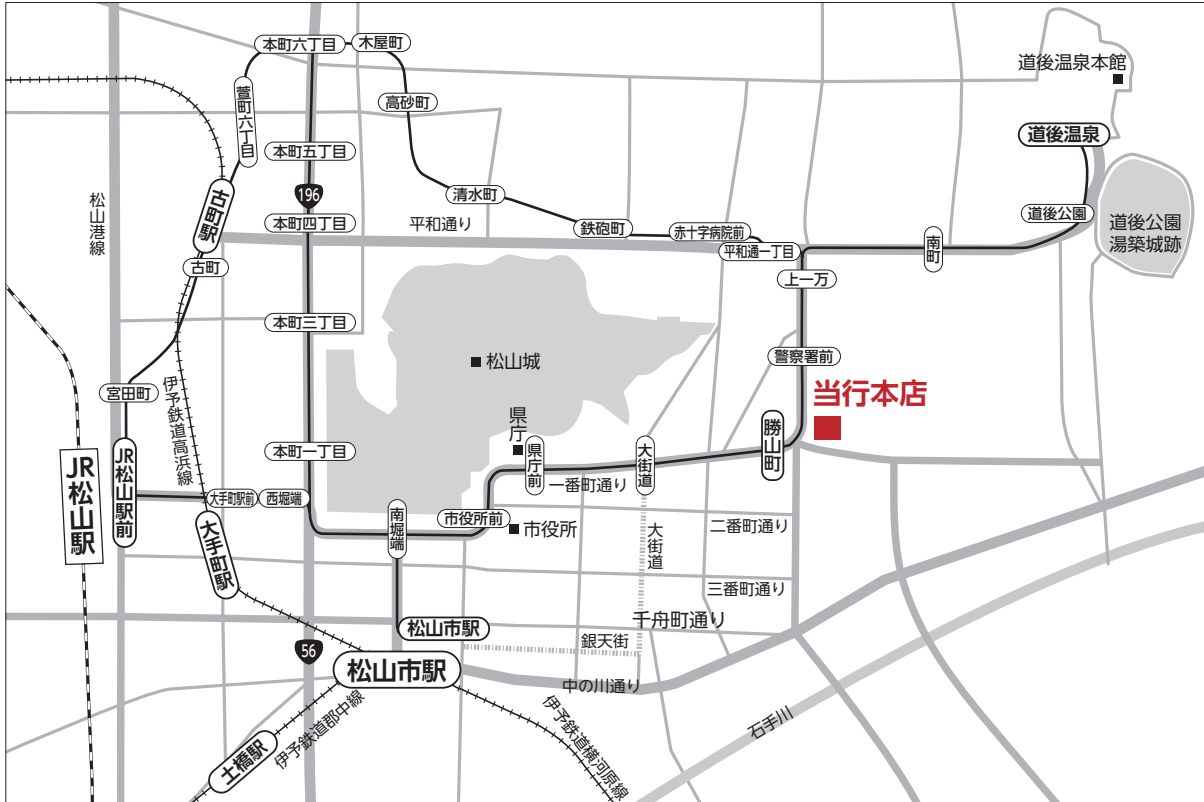
その結果、保有意義が乏しいと判断される場合には、投資先との対話を行い、十分な理解を得たうえで、売却その他の方法により縮減を進める方針としております。

一方で、本株主提案は、定款の一部変更を求めるものですが、定款は会社の組織および運営に関する基本事項を定めるものであり、政策保有株式の売却方針や縮減方法といった業務執行に関する個別具体的な事項を定款に規定することは適切ではないと考えます。

従って、定款に本議案のような規定を設けるべきではないと考えます。

以上

株主総会会場ご案内図



会 場：松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール

交通のご案内

- JR松山駅から……伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で15分。「勝山町」で下車して徒歩1分。
- 伊予鉄松山市駅から…伊予鉄路面電車〈道後温泉行〉で10分。「勝山町」で下車して徒歩1分。

〈お願い〉 駐車場は収容台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

お土産の配布は取り止めさせていただきます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

